令和８年（フ）第４２９５号
東京都中野区白鷺２丁目７－13－403
破産者　長野　真也
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３０３号
東京都八王子市別所２丁目43－１－601
破産者　磯西みゆき
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３９０号
東京都板橋区幸町40－10－201
破産者　伊豆野眞由美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４０５号
東京都新宿区内藤町１－55－302
破産者　篠原　秀文
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６５２号
東京都中野区松が丘１丁目31－６　第二黒田ハイツ105
破産者　梶川　　敦
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６５３号
東京都中野区松が丘１丁目31－６　第二黒田ハイツ105
破産者　梶川知惠子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７７４号
東京都練馬区早宮３丁目33－９　カーサフジミⅡ　101
破産者　山崎　雅也
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９５１号
埼玉県戸田市大字新曽188番地201号室
破産者　毎日運送有限会社
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９５２号
東京都葛飾区新宿１丁目14－１－305
破産者　塩田　成己
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９６９号
東京都渋谷区渋谷２－19－15　宮益坂ビルディング609
破産者　株式会社ペイクス
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９７０号
東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目20番11号　メインステージ吉祥寺502
破産者　フォーライフユナイテッド株式会社
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９７１号
東京都杉並区浜田山３丁目24－４－302
破産者　田島　　大
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２０８号
東京都品川区旗の台５丁目２番７号
破産者　株式会社Ｒｉｚｉｅｒｅ
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２０９号
東京都品川区豊町５丁目１－15－501
破産者　桑田　大輔
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２５８号
東京都葛飾区堀切８丁目４番８－203号
破産者　有限会社コォ，ディア
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３３３号
東京都三鷹市下連雀５丁目３番１－811号
破産者　株式会社ＬＡＵＴＲＥ　ＣＯＴＥ
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５０７号
東京都大田区大森北６丁目５－13　河村方201
破産者　原　　朗
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５１８号
東京都江戸川区篠崎町７丁目26－11－293　ピアＮＯ．２
破産者　吉澤　　晃
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５２１号
東京都目黒区東山１丁目25－18－202
破産者　安藤麻里子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５７８号
東京都杉並区上高井戸２丁目12－８　上高井戸みどりの里３－31
破産者　小菅　浩詩
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６０７号
東京都練馬区高松２丁目27－26－203
破産者　田川　　晋
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７０１号
東京都世田谷区池尻３丁目21－33－302
破産者　牧野　裕美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部